

秋田市告示第116号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、廃止および休止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年3月31日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
元氣ジム秋田山王	秋田市旭北栄町3番11号	令和5年4月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
福祉用具べんざいてん	秋田市添川字境内川原166番地8	令和4年11月30日
訪問介護事業所晴ればれ	秋田市千秋北の丸4番16号	令和5年3月10日
元氣ジム秋田山王	秋田市旭北栄町3番11号	令和5年3月31日
デイサービス金寿園	秋田市下新城笠岡字川向28番地	令和5年3月31日
株式会社虹の街秋田営業所	秋田市牛島西一丁目3番8号	令和5年3月31日

ケアサポートぬくもり山王	秋田市川尻町字大川反233番地59	令和5年3月31日
中込内科循環器科クリニック	秋田市仁井田二ツ屋一丁目8番55号	令和4年1月31日

### 3 休止

事業所名称	所在地	休止年月日
デイサービス拓稜	秋田市土崎港南二丁目4番40号	令和5年3月31日